

帶広開発建設部

公物管理課

境界承諾申請書作成要領

境界確認申請書作成要領

資料名	備 考
1. 土地境界承諾申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・1-1の土地境界承諾申請書及び1-2の地籍測量図等は審査用1部、決裁用(返送用)1部として計2部作成すること。 ・土地境界承諾申請書(返送用)とこれに付する図面等は割り印すること。
1. -1 土地境界承諾申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式境-1による。 ・「4. 添付図書」欄には「土地境界承諾申請書」を除く「境界確定経過説明書」以下の資料名を記入する。
1. -2 地籍測量図等	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における最終的な成果品を添付する。 (地籍測量図がない場合は用地実測図又は用地平面図等を添付する) ・境界証明の対象となる境界線を赤で表示する。 ・境界証明の対象となる当部境界標(点)を明記する。 ・当部所有の既知座標値及び新設点等、使用した座標成果を赤のアンダーライン又はマスキングで表示する。
2. 境界確定経過説明書	※様式境-2による。
3. 位置図	・1/50,000程度の縮尺の図面に調査箇所を赤色で明示し旗上 する。
4. 立会申請図	※後日の現地確認に必要な位置関係(境界標間の距離及び方向)がわかる図面等を添付する。
4. -1 用地実測図又は用地平面図等	<ul style="list-style-type: none"> ・用地実測図又は用地平面図等がない場合は代替となる図等を添付する。 ・境界証明の対象となる境界線を赤で表示する。 ・現地確認の対象となる箇所の座標成果等を赤のアンダーライン又はマスキングで表示する。
5. 収集資料図等	※当部において既に敷地確定済みの箇所は5-1による。 又敷地未確定の場合は5-2による内容の図面等を添付する。
5. -1 各種台帳図等	・河川現況台帳図、道路台帳図、用地図等、証明を必要とする土地の要約書又は登記簿謄本写しは必須。
5. -2 各種資料(敷地未確定)	・用地図、竣工平面図、公図(基本地図等)及び公簿、証明を必要とする土地の登記簿謄本は必須
6. 測量成果表	
6. -1 基準点網図	<ul style="list-style-type: none"> ・与点及び新設点を一連とした網図を添付(与点の網図は必要ない) ・実際に使用した基準点名を赤のアンダーライン又はマスキングで表示する。

6. -2 基準点成果(与点・新点)	<ul style="list-style-type: none"> ・与点は国土地理院及び当部で設置したものは成果表のみ添付し、他の公共機関で設置したものは成果表及び検定書のみ添付する。 ・新点は計算に使用した概略の経過を表示した資料「入力データ、測定距離と偏差(残差)、水平観測角と偏差(残差)、新点の計算結果」の添付を基本とし成果表は添付しない。 ・実際に使用した基準点を赤のアンダーライン又はマスキングで表示する。
6. -3 測量成果	<ul style="list-style-type: none"> ・既設基準点及び既設境界標の実測等各計算書(トラバース 計算書)を添付し、使用した基準点等を赤のアンダーライン又はマスキングで表示すること。 ・新設点等各計算結果の座標成果は赤で着色する。 ・新設点等の計算結果の確認の為の計算書は添付しない。 ・当該箇所周辺の画地調整等により各種調整図がある場合は 添付する。 ・新点の位置が境界承諾ライン上に有ることが分かる計算書(交点計算書等)を添付する。
7. 既設境界標対比表	<ul style="list-style-type: none"> ・対比する既設境界標は当部敷地境界標のみとし、対比表には精度区分、位置誤差の許容範囲(平均二乗誤差)との対比(10点程度で良い)も記入する。 ・対比する既設境界標が存在しない又は点数が少ない場合は当部担当者と協議すること。
8. 既設境界標埋設状況確認図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地未確定箇所及び実測値と既知座標値に大きな差がある場合に添付する。 ・対比する境界線及び幅の実測値を赤のアンダーライン又はマスキングで表示すること。
9. 現地状況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・現地状況把握のため、全景写真、杭状況写真等を添付すること。
10. その他	
10. -1 契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書がない場合は添付しない。
10. -2 隣接承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地を地図地籍更正、表示登記する場合隣接承諾書を付する。

※ 上記、境界確認申請書一式については、A-4サイズとしファイル等に綴じ提出すること。
又、土地境界承諾申請書の決裁用については、袋等に入れ上記ファイル等に綴じること。

※ 当部敷地境界座標を中心線測点距離、曲線要素、IP座標から求める場合は、その略図と計算簿を添付すること。

※ 承諾を受ける延長が長くなる場合には、申請地境界点リストを作成し、各境界点座標の出所を明らかにしておくこと(特に承諾書を急ぐ場合は必須です)

土地境界承諾申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

帯広開発建設部長 殿

住所 帯広市西4条南8丁目
 申請人 株式会社 **測量
 氏名 代表取締役 〇〇〇〇

下記の土地とこれに隣接する土地との境界を承諾されたく、関係図書を添えて申請します。

記

1. 土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 籍	所 有 者
帯広市西17条北1丁目	25番15	宅 地	1,076㎡	〇 〇 〇 〇

2. 隣接する土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 籍	所 有 者
帯広市西17条北1丁目	25番16	雑種地	278 ㎡	国 土 交 通 省
〃	26番14	〃	398 ㎡	国 土 交 通 省

3. 境界承諾を必要とする理由

当該地の敷地確定のため

4. 添付書類

※境界確定経過説明書から順に添付書類の資料名を記入する

帯建公管第 号

土地境界承諾書

上記土地の境界を承諾する。

令和 年 月 日

帯 広 開 発 建 設 部 長

境界確定経過説明書

境界確定経過説明内容	
測量作業依頼者名	十勝総合振興局 帯広建設管理部
業務名	畑総相川地区委託〇〇業務
申請業者名	株式会社**測量
連絡先及び調査員	帯広市東〇〇条南〇〇丁目 0155-23-0000 開発太郎
<p>・資料図等の種類</p> <p>※当部所有の資料図が有る場合(敷地確定済)</p> <p>一般国道38号 道路原拋婦台帳図(昭和55年6月調査・音更5イ)</p> <p>札内川河川現況台帳図 NO21</p> <p>※当部所有の資料図がない場合(敷地未確定)</p> <p>土地整理原図(昭和20年度・音更町)</p> <p>地籍図(釧路地方法務局〇〇出張所・新C20)</p>	
<p>・基準点測量</p> <p>帯広開発建設部所管の3級基準点を使用し、4級基準点を設置した又、計算は厳密網平均計算で行った。</p> <p>1) 基準点(与点) 3級基準点:道-H14-3-002.河-H14-3-001</p> <p>2) 新設基準点 4級基準点:T-1.T-2.T-3.T-4.T-5</p> <p>※与点及び新設点は当該申請箇所以外を含む一連の箇所を列記しても良いが各関係資料には必要箇所を赤のアンダーライン又はマスキングで表示する</p>	
<p>・境界確定経緯</p> <p>1) 各種台帳図整備箇所</p> <p>※現地既設境界標の設置状況</p> <p>亡失、破損等現地既設境界標の状況を記入</p> <p>※実測値と既知座標成果の対比</p> <p>対比の結果位置誤差の許容値との比較を記入</p> <p>※最終的に使用する座標値の決定理由を整理し記入</p> <p>2) 各種台帳図未整備箇所</p> <p>※現地と各資料図の誤差などを整理</p> <p>既設境界標などとの誤差を整理</p> <p>※現地と各資料図の調整の経過を記入</p> <p>誤差の調整方法等を記入</p> <p>※最終的に使用する座標値の決定理由を整理し記入</p>	

境界証明申請書の編纂及びラベル

ラベル	編纂内容
<p>編纂内容については、敷地未確定箇所、当該地を地図地積訂正する場合にのみ添付する資料があるので作成要領に従い作成すること。</p>	<p>1-1 土地境界承諾申請書 1-2 地積測量図等</p>
<p>説定境明経界書過確</p>	<p>2 境界確定経過説明書</p>
<p>図位置</p>	<p>3 位置図 (1/50,000)</p>
<p>立会申請図</p>	<p>4-1 用地実測図又は用地平面図等</p>
<p>収集等資料図</p>	<p>5-1 各種台帳図 5-2 各種資料</p>
<p>測量成果</p>	<p>6-1 基準点網図 6-2 基準点成果(与点、新点) 6-3 測量成果 6-4 交点計算書</p>
<p>界既比表設境対</p>	<p>7 既設境界標対比表</p>
<p>況標既確埋設認設境図状界</p>	<p>8 既設境界標埋設状況確認図</p>
<p>その他</p>	<p>9-1 契約書 9-2 隣接承諾書 9-3 再協議承諾書</p>

※ L56、L57は、当部管理敷地境界標でAK1,AK2は境界証明区間の境界標としてその位置関係およびその座標を明記する。
また、AK1,AK2はL56とL57を結ぶ直線上になければならない。

